

すべての人の人権が尊重される 社会づくりに向けて

～「部落差別解消推進法」が私たちに問うもの～

はじめに

平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」（略称「部落差別解消推進法」）が制定されました。佐賀県教育委員会では、我が国固有の人権問題である部落差別の解消に向けて、この法律制定の背景や趣旨を十分理解いただき、部落差別に対する学びを深めていただくとともに、今後の差別解消に向けた取組を充実させることを目的に本資料を作成しました。

1. 同和問題って何？

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの、我が国固有の重大な人権問題です。

同和問題の解決を図るため、国は地方公共団体と共に、昭和44年以来33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきました。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善されました。

しかしながら、差別発言、差別待遇等の事案のほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書込みがされたりするといった事案も発生しています。また、同和問題の解決を阻む大きな要因として、同和問題を口実として企業・行政機関等へ不当な圧力をかけ、高額の書籍を売りつけるなどの「えせ同和行為」も問題です。

（法務省・全国人権擁護委員連合会作成資料参照）

2. どんな法律なの？

- 「部落差別」の名称を使った初めての法律である
- 現在もなお部落差別が存在するという国の認識が明確に示された【第1条】
- 日本国憲法の理念からも、部落差別は許されないこと、解消することが重要な課題であることが示された【第1条】
- 部落差別解消のための教育及び啓発の必要性が明記された【第5条】

3. どうしてこの法律ができたの？

この法律が制定された社会的背景には、以下のような今もなお続く部落差別の厳しい現状があります。

- ・ インターネットの普及に伴い、その匿名性や拡散性を悪用した差別事象が発生している。
- ・ 「戸籍謄本等不正取得事件（プライム事件）」や戦前につくられた「全国部落調査」の複製版を出版する動きなど、悪質な差別事件が起きている。
- ・ 特別措置法失効後、「部落差別は無くなった」「同和行政・同和教育は終わった」などの誤った認識、部落差別の現実を無視・軽視する考え方がひろがった。

4. 県内では、どんな差別が起きているの？

近年、佐賀県内で発生した部落差別に係る差別事象として、以下のような事例が報告されています。

【地域社会における差別事象】

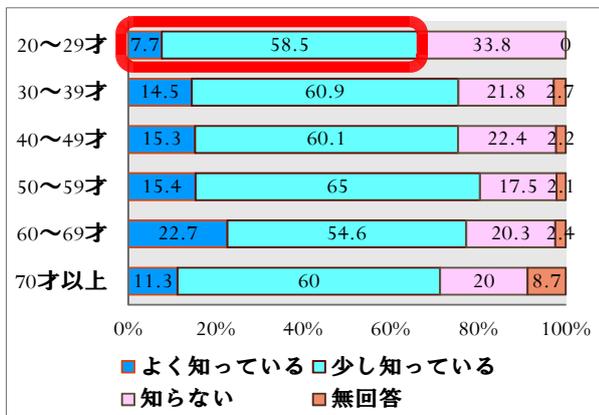
- ◆東京都内の法律事務所の司法書士や元弁護士が職務権限を悪用し、探偵社や調査会社の依頼を受けて戸籍謄本等を不正取得した。県内の被差別部落住民も被害を受けた。(平成24年)
- ◆行政が委託した警備会社の職員が、地域住民からの被差別部落に関する電話での問い合わせに対応した際、賤称語を発言した。(平成25年)

【学校現場における差別事象】

- ◆県内出身の大学生が、インターネットの差別的な書き込みを見て、出身高校やその関係者に差別文書を送りつけた。(平成21・23年)
- ◆中学校で、夏期休業中に教室の机やトイレに賤称語を用いた差別落書きが発見された。(平成25年)
- ◆小学校に、東京の吉田と名乗る者から電話で「〇〇村のどのあたりが同和地区か知りたい。」という問い合わせがあった。(平成25年)
- ◆学校現場では、賤称語の不適切な使用事案が毎年のように発生している。

部落差別は見えにくくなっていますが、決して無くなっていません。「差別は見ようとしなければ、決して見えない。」そのことを私たちがしっかりと認識しておく必要があります。

5. どんな課題があるの？～「県民意識調査」の結果より



平成25年に実施された「人権に関する佐賀県民意識調査」によると、「あなたは、同和地区・同和問題について知っていますか？」という質問に対して、「知っている」と答えた20代は**7.7%**で、「少し知っている」を含めても**66.2%**でした。**他の年齢層と比較すると、最少**です。

ご存知のように、教科書には部落差別に関する記述がたくさんあります。部落差別に関する学習をしているにも関わらず、このような数値にとど

まっているという現実を、私たちはしっかりと受け止める必要があります。

部落差別に関する学びをすべての人の心に届けていくためには、どんなことが必要なのでしょうか？ 私たちにできることは何でしょうか？

必要なこと・私たちにできることは何でしょうか？みんなで意見交換をしましょう！

6. 人権・同和教育の取組を充実していきましょう！

こうした現状を踏まえて、「部落差別解消推進法」第5条には、部落差別解消のために教育及び啓発が必要であるとされています。部落差別をはじめとする様々な人権課題の解決に向けて、学校教育と社会教育における取組をさらに充実させていく必要があります。

では、そもそも私たちは何のために部落問題を学ぶのでしょうか？

私たちが部落問題を学ぶ意義を、以下のように整理します。

何のために部落問題を学ぶのか～私たちが部落問題を学ぶ意義～

- ① 部落差別についての科学的認識を育むため
- ② それぞれの時代を生き抜いてきた被差別民の多様な姿を知ること、「差別とは何か」を理解し、自分の心の中に差別意識がないかを振り返るため
- ③ 差別の中を生き抜き、差別を乗り越えてきた人たちの生き方を学ぶことを通して、自らの生き方を問い直し、これからの自分の生き方を考えるため
- ④ 部落差別をはじめあらゆる差別を無くすために、自分にできることは何かを考え、行動に移すことができるようになるため
- ⑤ 差別や偏見、抑圧等によって固く閉ざしてきた自分自身の心を解き放つため

7. 今後の実践に向けて～「人権・同和教育資料第45集」の活用

佐賀県教育委員会では、「人権・同和教育資料第45集(平成27年3月発行)」において、「現代における同和問題を子どもたちと豊かに学び合うための学習指導資料」と題して、小・中・高の校種別に同和問題に関する学習の実践事例を掲載しています。

今後の具体的な実践に向けては、この第45集の活用をお願いします。また、この中には、教職員の部落問題に関する認識を深めるための研修資料として、

- ・ 部落問題に関する疑問を解決します！
- ・ 15分でたどる「部落差別の歴史」

を掲載していますので、こちらもぜひご活用ください。



8. 関連資料・関連サイト

- 「人権・同和教育資料第46集」(佐賀県教育委員会 平成28年3月)
- 「はじめてみよう！これからの部落問題学習 小学校、中学校、高校のプログラム」
(一般社団法人ひょうご部落解放・人権研究所 平成29年3月)
- 「やってみよう！人権・部落問題プログラムー行動につなげる参加型学習ー」
(大阪府人権協会 平成24年2月)
- 「佐賀県人権・同和教育研究協議会」ホームページ <http://sadoukyo.juno.weblife.me/>

【関連資料】

部落差別の解消に向けたこれまでの施策

年	国内の動向	佐賀県の動向
1965(昭和40)	「同和対策審議会答申」 同和問題について「早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との認識が示された。	
1969(昭和44)	「同和対策事業特別措置法」 施行	「佐賀県同和教育の基本方針」 策定 以後、生活環境の整備、就労保障、隣保館や保育所の建設、同和教育の推進などの施策が国を挙げて進められた。
1970(昭和45)		「佐賀県同和教育研究会(県同教)」 結成
1974(昭和49)		「佐賀県社会同和教育研究会(社同研)」 結成
1982(昭和57)	「地域改善対策特別措置法」 施行	
1987(昭和62)	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」 施行	
1993(平成 5)	「同和地区実態把握調査」 (総務庁)	
1996(平成 8)	「同和問題の早期解決に向けた今後の方針の基本方向について」 〈意見具申〉地域改善地策協議会 住環境整備、社会福祉、産業育成などの実態的差別解消に向けた事業が確実に成果をあげた。しかし、就職・進学・結婚・住居購入などの差別事件が多発するなど、心理的差別の解消が課題となる。 また、これまでの同和教育・啓発で積み上げられてきた成果をすべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべきであるとの考えが示された。	
1998(平成10)		「佐賀県人権の尊重に関する条例」 公布
1999(平成11)		「佐賀県人権教育・啓発基本方針」 策定 ※2006(平成18)年 第1次改訂
2000(平成12)	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」 施行	
2002(平成14)	特別措置法の失効(期限切れ) 以後、一般対策として引き続き実施する 「人権教育・啓発に関する基本計画」 策定	
2004(平成16)		県同教・社同研を「佐賀県人権・同和教育研究協議会(佐同教)」に再編
2008(平成20)	「人権教育の指導方法等の在り方について【第3次とりまとめ】」 公表 人権や人権教育の基本的なとらえ方、学校における人権教育の目標や身につけたい力、取組の視点、効果的な指導方法などについて示している。	
2016(平成28)	「部落差別の解消の推進に関する法律」 施行	
2018(平成30)		「佐賀県人権教育・啓発基本方針」 第2次改訂

※本資料では、「同和問題」と「部落差別」という表記が混在しておりますが、基本的には部落差別と表記し、引用したものについては原文に沿って「同和問題」と表記しています。

お問い合わせ

佐賀県教育庁 学校教育課 人権・同和教育室

TEL (0952) 25-7348 FAX (0952) 25-7286

Mail : gakkoukyouiku@pref.saga.lg.jp